

淡海エコフオスター事業の活動団体募集について

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

県では、淡海エコフオスター事業に活動いただける団体を下記のとおり募集しています。

淡海エコフオスター事業は、県民や事業者等の皆さんに道路や河川などの公共の場所をボランティア活動として美化清掃していただくもので、平成12年度から実施し、現在、約490団体が県内各地で活動いただいています。

記

1 目的

淡海エコフオスター制度とは、公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度です。

2 活動内容

美化清掃活動を行おうとする団体（10名以上で構成）は、県と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的に（おおむね月1回以上）、継続的に一定の場所の美化清掃活動を行います。

3 実施場所

湖岸、河川、道路などの県が管理する公共用地です。（長さ500メートル程度以上）

なお、既に他のエコフオスターが活動している場所や別の補助事業として活動が行われている場所などは除きます。

市町道など県管理公共用地以外については、一部の市町が実施する地域エコフオスター活動事業の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

4 実施団体（エコフオスター）の募集

公共用地の継続的な環境美化活動を行おうとする団体は、その実施場所を選んで県庁循環社会推進課、各環境・総合事務所の環境課にご相談いただき、実施希望届を提出してください。

5 担当から

現在、住民団体、NPO、企業団体等が県と合意書を取り交わし、活動を展開しています。その中には、地域の有志の集まりと子供会との合同による団体もあります。

地域の美化活動はそこに住む住民が行うことに意味があり、既に「環境美化の日」などで取り組んでいただいていることと存じますが、さらに取組を進め、外に向けてPRすることは、地域の結び付きの強化に役立つことと思います。

これを機会に是非、淡海エコフオスター事業への参加を検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

6 問い合わせ先

問い合わせ先は、以下のとおりです。（活動を希望する地域を所管する県機関にご相談・お問い合わせください。）

- ・ 県庁循環社会推進課（・077-528-3492）
- ・ 南部環境・総合事務所環境課（・077-567-5456）
- ・ 甲賀環境・総合事務所環境課（・0748-63-6134）
- ・ 東近江環境・総合事務所環境課（・0748-22-7759）
- ・ 湖東環境・総合事務所環境課（・0749-27-2255）
- ・ 湖北環境・総合事務所環境課（・0749-65-6653）
- ・ 高島環境・総合事務所環境課（・0740-22-6066）